

東京の福祉保健2013

分野別取組

はじめに

- 平成 18 年 2 月、東京都福祉保健局は、「福祉改革」「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継いでいくため、福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。
- 現在、東京は、かつて経験したことの無いほど急速に少子高齢化が進展しており、3 年後には 65 歳以上の高齢者が 310 万人を超え、そのうち 75 歳以上の高齢者が約半数を占め、人口の 1 割を上回ると見込まれています。
- また、一昨年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、災害時における医療機能の確保や高齢者、障害者など災害要援護者への支援などの取組を更に強化する必要性が明らかになりました。
- このような中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、これまでの福祉改革、医療改革の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。
- 都は、本年 1 月に、平成 23 年 12 月に策定した「2020 年の東京」で描く都市像の確実な実現を図るため、『「2020 年の東京」へのアクションプログラム 2013』を策定しました。
- このたび発行する「東京の福祉保健 2013 分野別取組」は、都が目指す都市像の実現に向け、福祉保健局が所管する施策のうち、平成 25 年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。
- 今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉・健康都市」の充実を図っていきます。

平成 25 年 2 月
東京都福祉保健局

目 次

<主な取組>

法定計画等

東京都保健医療計画 ー第五次改定ー	2
東京都がん対策推進計画 ー第一次改定ー	4
健康推進プラン21（第二次）	6
保育サービスの拡充	8
認知症対策の総合的な推進	10
障害者の地域における自立生活の支援	12
違法（脱法）ドラッグ対策の推進	14

第1 子供が健やかに生まれ、育まれる社会を目指します

【子供家庭分野】 20

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを拡充します
- 2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

【高齢者分野】 32

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します
- 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します
- 3 サービスを支える介護人材等の確保・定着を支援します
- 4 認知症に関する総合的な施策を推進します
- 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します

第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

【障害者分野】 48

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 都民の生活を支える取組を推進します

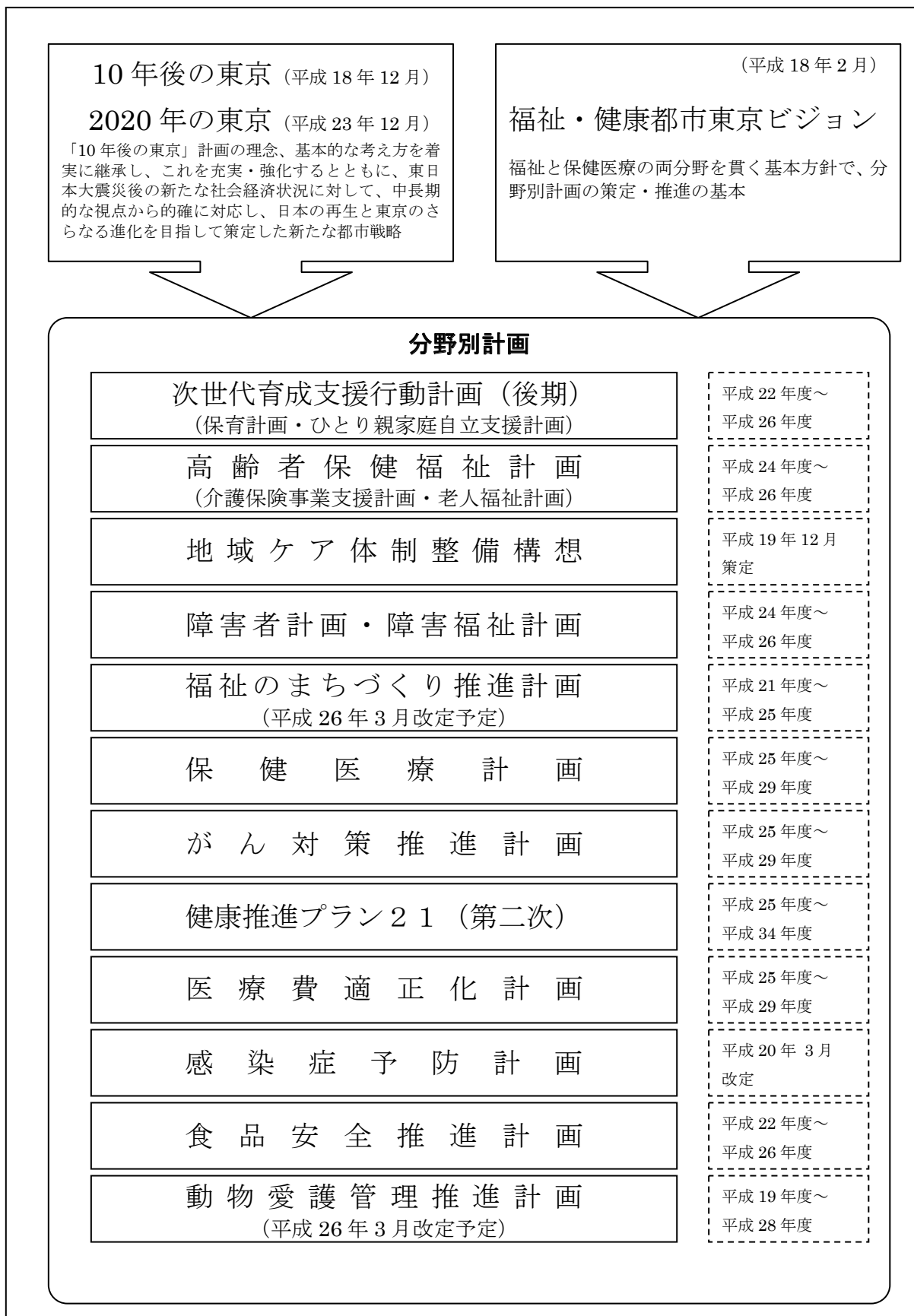
【生活福祉分野】 58

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の育成・確保への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5	ライフステージを通じた健康づくりを支援します	【保健分野】	64
1	がん予防、健康づくり等の取組を充実します		
2	自殺対策を総合的に推進します		
第6	誰もが安心して質の高い医療を受けることができる体制を整備します	【医療分野】	72
1	迅速かつ適切な救急医療・災害医療を一層充実します		
2	安心の小児医療・周産期医療体制を整備します		
3	総合的ながん対策の充実・強化を図ります		
4	在宅療養支援体制強化や医療連携体制構築を推進します		
5	質の高い医療サービスを支える人材の確保に努めます		
第7	多様化する健康危機から都民を守ります	【健康安全分野】	88
1	新型インフルエンザの流行に備え万全の対策を講じます		
2	健康危機から都民を守る体制の充実を図ります		
3	食品・医薬品の監視・検査体制の充実強化を図ります		
第8	広域的な自治体としての役割を着実に果たします	【横断的取組】	96
1	サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します		
2	区市町村の主体的な施策展開を支援します		
3	区市町村への分権に着実に取り組みます		
4	新しい時代に合わせて、都立施設を改革します		
○	災害に備えた体制の充実・強化		107
○	「東京都地域防災計画」修正の主な内容（福祉保健局関係）		112
<参考>			
■	東京都では、福祉・保健・医療に関わる様々なキャンペーン等を実施しています		121

※ ◎は、「『2020年の東京』へのアクションプログラム2013」事業であることを示す。
（一部が「『2020年の東京』へのアクションプログラム2013」事業であるものを含む。）

「2020年の東京」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画



東京都保健医療計画 —第五次改定—

■ 計画の性格

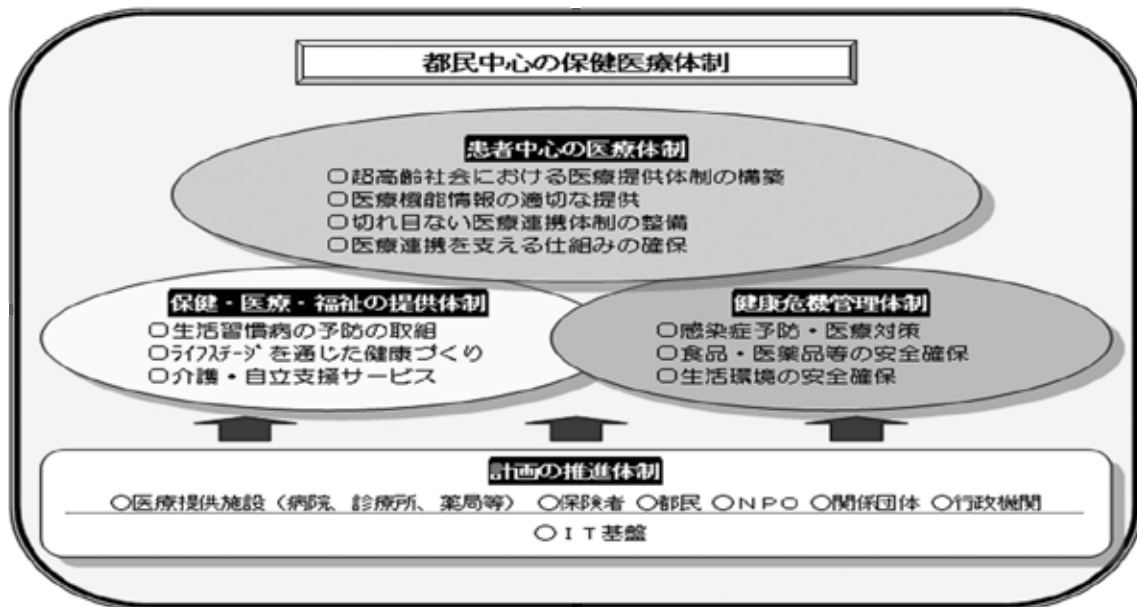
- ・ 医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- ・ 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間

■ 計画改定の背景

- ・ 都の高齢者人口割合は上昇を続け、平成47年には30.7%という「超高齢社会」の到来が見込まれ、これを踏まえた対策が重要
- ・ うつ病の増加など患者数が増え、精神疾患対策の強化が必要
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、都内での大規模災害発生時の円滑な医療機能の確保が重要

■ 計画の基本理念

- ・ 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、患者中心の医療の実現に向けて、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保
- ・ 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制を充実



■ 保健医療圏

- ・ 一次：区市町村の区域
- ・ 二次：現行と同じ、複数の区市町村を単位とする13の圏域
※ 疾病や事業ごとの取組については、各圏域の保健医療資源などの現況を踏まえた連携を推進
- ・ 三次：東京都の全域

ポイント

- がん医療
 - ・ 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進
 - ・ がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアを提供
 - ・ 小児がんに対する総合的な支援体制を構築
 - ・ がん登録とがんに関する研究を推進
- 脳卒中医療
 - ・ 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進
 - ・ 救急搬送・受入体制の充実と病期に応じたりハビリテーション事業の整備
- 急性心筋梗塞医療
 - ・ CCU医療機関の連携強化と質の向上
 - ・ 患者が在宅で安心して生活できるよう支援
- 糖尿病医療
 - ・ 予防から治療までの医療連携の強化
 - ・ 糖尿病に関する普及啓発を促進
- 精神疾患医療
 - ・ 日常診療体制の構築を推進
 - ・ 精神科救急医療提供体制の安定的な確保
 - ・ 地域生活支援の取組を推進
 - ・ うつ病対策、依存症・薬物関連問題、小児精神科医療、発達障害児（者）支援、高次脳機能障害者支援等の個別課題への対応
 - ・ 認知症の早期診断・早期対応等の総合的対策を強化
- 救急医療
 - ・ 救急医療体制を再構築
 - ・ 救急車の適正利用の推進と搬送時間の短縮
- 災害医療
 - ・ 災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制を強化
 - ・ 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保
 - ・ 東京DMATの体制を強化
 - ・ 医薬品等の供給体制を強化
- へき地医療
 - ・ へき地町村の行う医療従事者確保を支援
 - ・ へき地勤務医師等の医療活動を支援
- 周産期医療
 - ・ 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化
 - ・ 周産期搬送体制の整備を促進
 - ・ NICU等入院児の在宅療養等への移行支援の促進
- 小児医療
 - ・ 小児救急医療体制の実施体制を確保
 - ・ こども救命センターの機能強化
 - ・ 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進
- 在宅療養
 - ・ 区市町村を実施主体とした地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を構築
 - ・ 入院医療機関における退院支援の強化
 - ・ 災害時の支援体制の確保
 - ・ 在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を促進

東京都がん対策推進計画 ー第一次改定ー

■ 計画の位置付け

- ・ がん対策基本法に基づく「都道府県がん対策推進計画」
国のがん対策基本計画を踏まえて策定
- ・ がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- ・ 保健医療計画・健康推進プラン21との整合性を図りながら各分野の取組を記載

■ 計画期間

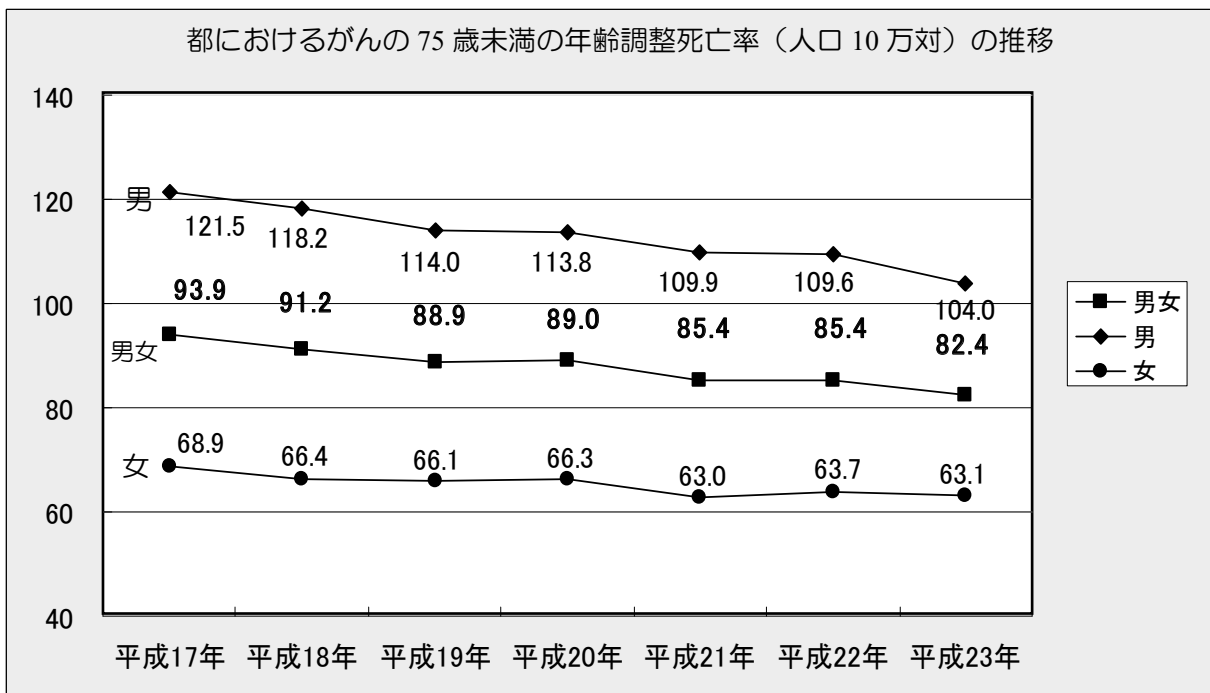
平成25年度から平成29年度までの5年間

■ 基本方針

- ① 予防を重視
- ② 高度ながん医療を総合的に展開
- ③ 患者家族の不安を軽減
- ④ がん登録やがんの研究の推進

■ 全体目標

- ・ がんによる死亡者の減少
- ・ 全てのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
- ・ がんになっても自分らしく生活できる社会の構築



ポイント

- がんの予防の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施
- がんの早期発見の推進
 - ・ 個別勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上施策の推進
 - ・ 職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
 - ・ 年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域的かつ効果的な普及啓発の実施
 - ・ がん検診から精密検査受診・診断まで切れ目のない連携体制の在り方の検討
- がんを予防するための健康教育の推進
 - ・ 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
 - ・ 地域における健康教育の先駆的事例の収集及び紹介
- 高度ながん医療の総合的な展開
 - ・ 拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
 - ・ 地域緩和ケアの推進
 - ・ 「東京都小児がん診療連携ネットワーク（仮称）」の整備による小児がん医療提供体制の構築
- 患者・家族の不安の軽減
 - ・ 相談支援センターの機能の強化
 - ・ 「東京都がんポータルサイト（仮称）」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
 - ・ がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備
- がん登録と研究の推進
 - ・ 院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
 - ・ 地域がん登録の推進
 - ・ がんの診断法に関する研究の推進

健康推進プラン 21（第二次）

■ 計画の目的

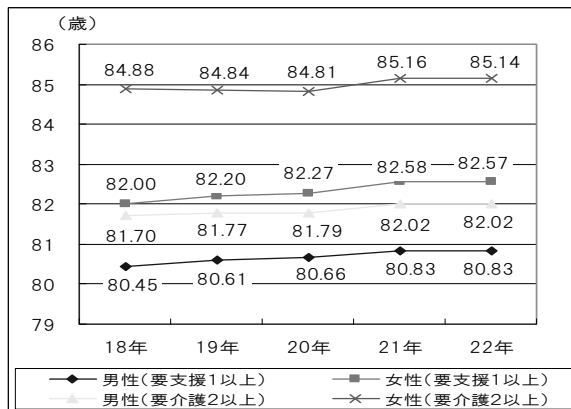
- ・ 生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる社会を目指す
- ・ 都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、総合的に推進する

■ 計画期間

平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間

■ 現状と課題

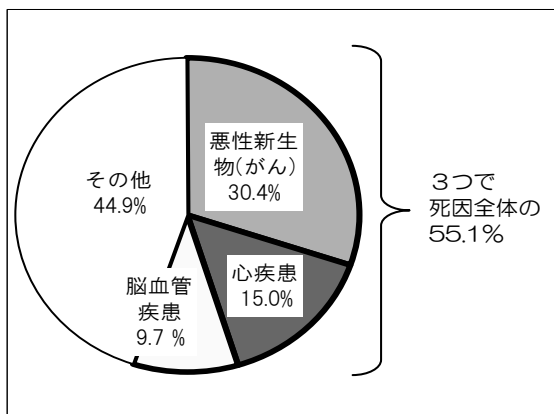
○ 都民の 65 歳健康寿命は延伸する一方、区市町村間では差がある



	東京都平均	最大	最小	差
男性(要支援1以上)	80.83	82.17	79.61	2.56
男性(要介護2以上)	82.02	83.20	80.69	2.51
女性(要支援1以上)	82.57	84.33	81.77	2.56
女性(要介護2以上)	85.14	86.14	84.16	1.98

※ 東京都福祉保健局調べ

○ 死因に占める生活習慣病の割合は高い



「人口動態統計（平成 23 年）」
（東京都福祉保健局）

○ 望ましい生活習慣を実践している人の割合は低い

- ・ 野菜を目標量（1日 350g 以上）摂取している人（20 歳以上）の割合 30.1%
- ・ 食塩の摂取を目標量（1日 8g 以下）に抑えている人（20 歳以上）の割合 25.8%

「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）から東京都分を再集計（平成 19～21 年分）

ポイント

○ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

○ 目 標

<総合目標>

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

<分野別目標>

領域と分野	分野別目標
領域1 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防	
1 がん	がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる
2 糖尿病・メタリックシンドローム	糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす
3 循環器疾患	脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる
4 COPD	COPD（慢性閉塞性肺疾患）について知っている人の割合を増やす
領域2 生活習慣の改善	
1 栄養・食生活	適切な量と質の食事をとる人を増やす
2 身体活動・運動	日常生活における身体活動量（歩数）を増やす
3 休養	睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす
4 飲酒	健康に影響を及ぼす量の飲酒をしている人の割合を減らす
5 喫煙	成人の喫煙率を下げる
6 歯・口腔の健康	歯・口の状態についてほぼ満足している人の割合を増やす
領域3 ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備	
1 こころの健康	うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす
2 次世代の健康	運動を習慣的にしている子供の割合を増やす
3 高齢者の健康	社会生活を営むために必要な機能を維持する
4 社会環境整備	地域のつながりを醸成する

○ 都民及び関係機関の役割

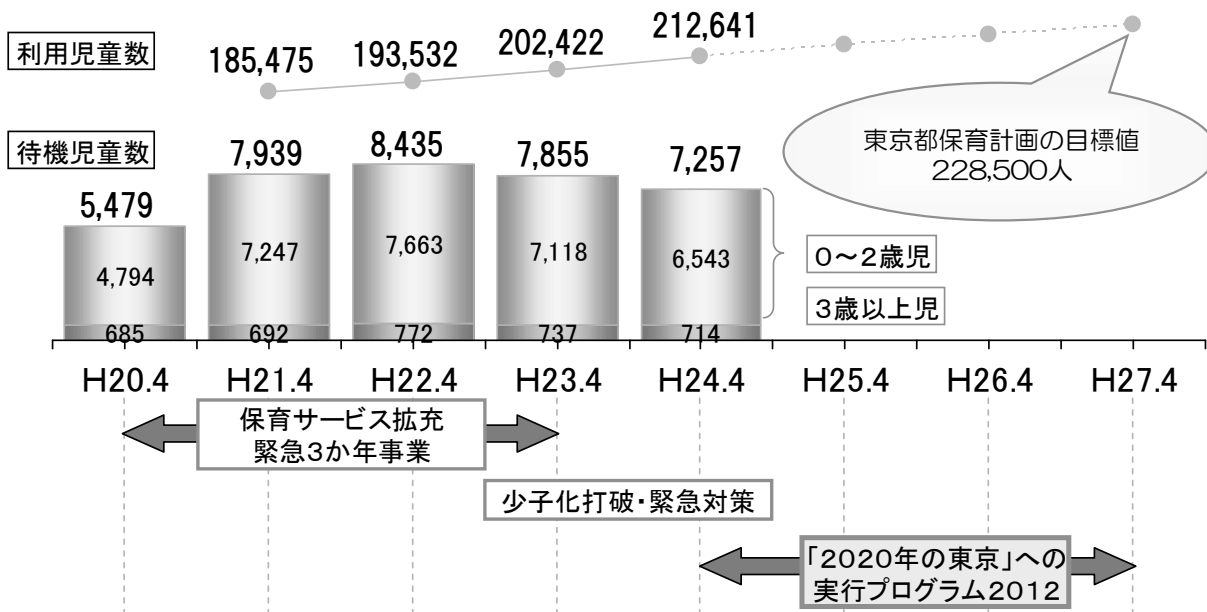
- ・ 都 民：健康づくりの実践
- ・ 推進主体
 - 区 市 町 村：地域資源を活用した事業、住民への働きかけ
 - 学校等教育機関：児童・生徒、保護者への働きかけ
 - 保健医療関係団体：専門性を活かした助言・指導
 - 事業者・医療保険者：従業員・加入者向け事業、働きかけ
 - NPO・企業等：健康課題を踏まえた食品提供、社会貢献活動
- ・ 東京都：推進主体の取組支援・関係強化、広域的な普及啓発

保育サービスの拡充

都は、潜在的なニーズも踏まえ、平成22年度から26年度までの5年間で、保育サービス利用児童数を35,000人増やし、平成27年当初には、おおむね228,500人の児童が保育サービスを利用できる体制確保を目指しています。

都内の待機児童数は2年連続で減少したものの、依然として高い水準にあります。目標値の前倒し達成を目指し、待機児童解消に向けた取組を更に加速します。

＜待機児童数と保育サービス利用児童数の推移（各年4月1日現在）＞ （単位：人）



計画	目標期間	目標値	実績
保育サービス拡充緊急3か年事業	H20～22	定員 15,000人増加	24,613人増加
少子化打破・緊急対策	H22～24	利用児童数 22,000人増加	19,109人増加 (H22・23年度)
「2020年の東京」への実行プログラム2012	H24～26	利用児童数 24,000人増加	

■ 保育サービス別利用児童数（平成24年4月1日現在）

保育サービス	利用児童数
認可保育所	185,263人
認証保育所	20,065人
家庭的保育事業	1,866人
その他	5,447人
計	212,641人

具体的取組

○ 多様な手法を駆使した保育所整備等の促進

- ◆ 待機児童解消区市町村支援事業
保育所等の整備費補助に係る事業者や区市町村への補助率を都独自にかさ上げ
(例) 保育所整備の負担割合
国 1/2、区市町村 1/4、事業者 1/4
⇒ 国 1/2、区市町村 1/4、事業者 1/8、都 1/8
※0～2歳児の受入れに積極的に取り組む場合は、区市町村負担も軽減
- ◆ 保育所緊急整備事業・マンション等併設型保育所設置促進事業
国の安心こども基金を活用して保育所の新設・増改築等を支援
- ◆ 認証保育所事業
大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けた認証保育所を積極的に推進

○ 多様な保育サービスの提供

- ◆ 家庭的保育事業
複数の家庭的保育者が同一建物等において、共同で保育サービスを実施
- ◆ 病児・病後児保育事業
病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを実施
- ◆ 事業所内保育の推進
区市町村が事業者と連携して定員の一部を地域開放分として活用し、待機児童解消を図る取組に対して支援
- ◆ 小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育）【新規】
新たな子ども・子育て制度の実施を見すえ、空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用し、区市町村が独自に実施する定員6人以上19人以下の小規模保育の整備を先行して2年間支援

○ 保育の質の確保・向上

- ◆ 保育人材確保事業
保育士就職支援研修と就職相談会を一体的に実施
- ◆ 認証保育所等運営指導・研修の充実
認証保育所の開設後の運営指導や、認証保育所等を対象とした研修を実施
- ◆ 現任保育従事職員資格取得支援事業【新規】
保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援
- ◆ 保育人材確保・育成のための地域ネットワーク事業【新規】
地域の複数の保育施設がユニットを形成して合同で行う職員研修等を支援

認知症対策の総合的な推進

都内の高齢者人口は、今後も引き続き増加する見込みです。これに伴い、認知症高齢者も一層増加することが予測されます。

都は、認知症の専門医療を提供するとともに、医療と介護の連携の推進役となる「認知症疾患医療センター」を中心とした、地域における支援体制の構築を進めていきます。

また、認知症高齢者グループホームの定員を、平成26年度末までに10,000人に増員します。

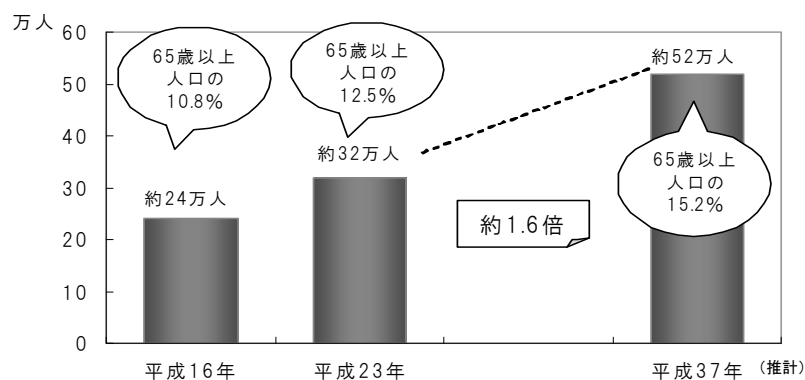
■ 都内の高齢化の状況

- 平成27（2015）年には、高齢者人口は300万人を超え、4人に1人は高齢者に
- 平成32（2020）年には、75歳以上人口が、75歳未満の高齢者人口を上回る
- 平成47（2035）年には、3人に1人は高齢者に

■ 認知症高齢者の増加 東京都「認知症高齢者自立度分布調査」（平成23年1月）より

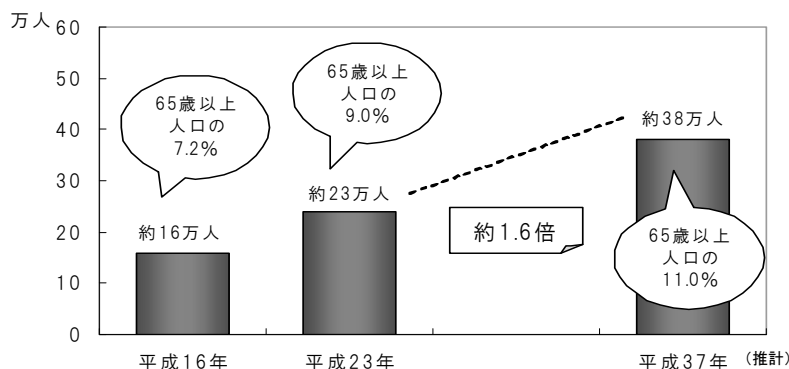
- 何らかの認知症の症状を有する都内の介護高齢者数（※1）の増加

※1 認知症高齢者生活自立度Ⅰ以上



- 見守り又は支援の必要な認知症高齢者（※2）の増加

※2 認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上



具体的取組

◆ 認知症の早期発見・診断・対応の推進【新規】

<認知症コーディネーターの配置>

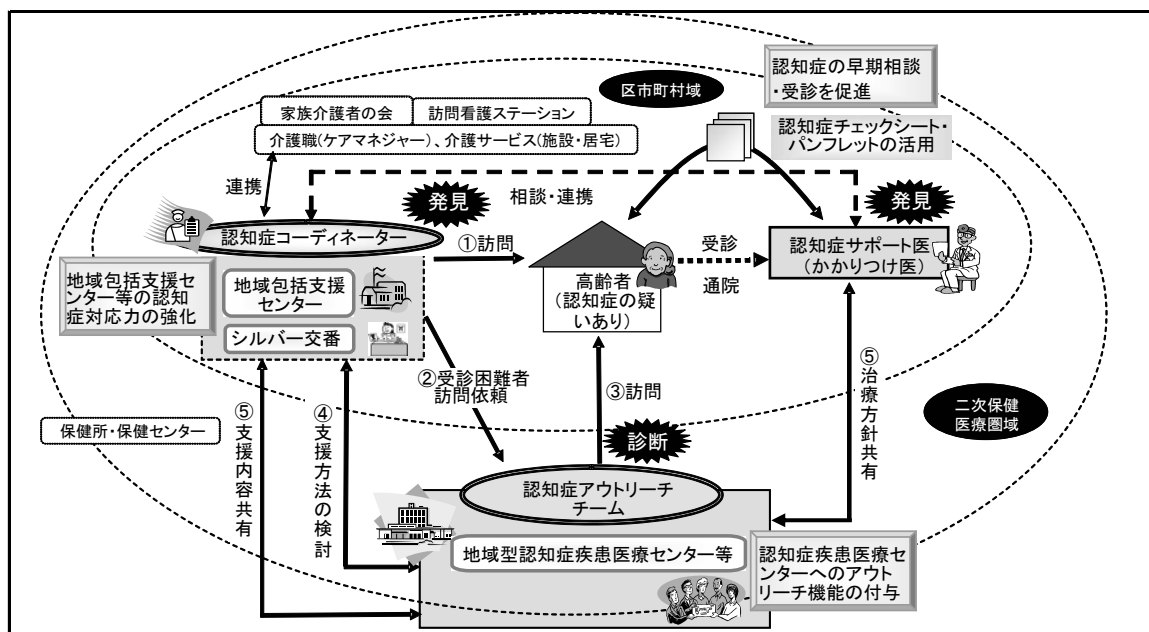
- ・ 地域包括支援センター等に看護師や保健師等の医療職を配置
- ・ かかりつけ医・介護事業者等と連携し、認知症の疑いのある高齢者を発見

<認知症アウトリーチチームの配置>

- ・ 認知症疾患医療センターに医師、看護師、精神保健福祉士等で構成するチームを配置
- ・ 認知症の疑いのある受診困難者に対して、訪問・診断を行い、早期診断・対応につなげる

<認知症の理解と受診促進>

- ・ 都民の認知症についての理解を深め、認知症が疑われる場合に速やかな受診を促進するため、認知症の疑いを判定するチェックシートを新たに開発



◆ 認知症高齢者グループホーム緊急整備

- ・ 都独自の促進策により整備を進めるとともに、地域の認知症ケア拠点としての機能を強化

◆ 認知症対策推進事業

- ・ 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、都民への普及啓発を実施

◆ 認知症疾患医療センター運営事業

- ・ センターが医療機関同士や医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築

◆ 東京都若年性認知症総合支援センター設置事業

- ・ 若年性認知症の人や家族のためのワンストップ相談窓口を運営

障害者の地域における自立生活の支援

都は、障害者が、必要な支援を受けながら、他の都民と同様に、自らの生活の在り方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会を目指しています。

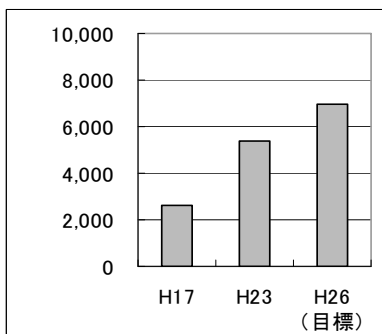
その実現に向け、地域生活の基盤整備や支援体制の充実に取り組んでいきます。

■ 地域生活を支える体制

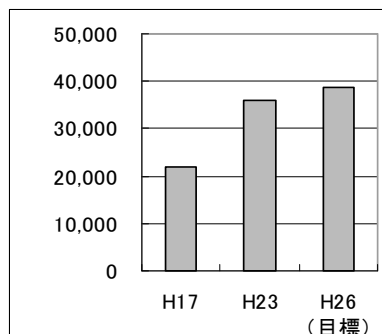
- 必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けるよう、グループホーム・ケアホーム、日中活動の場、ショートステイなどの地域生活基盤の整備を促進しています。

定員数の推移（各年度末現在）

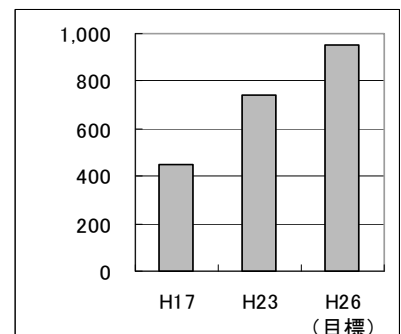
<グループホーム・ケアホーム>



<通所施設等日中活動の場>



<ショートステイ>



- 長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進しています。

		22年度	26年度(目標)
福祉施設入所から地域生活へ		842人	2,204人
入院から 地域生活へ	1年未満入院者の平均退院率	76%	76%を維持・向上
	1年以上入院者の退院率	27.5%	29%以上

■ 障害特性に応じた支援

- 地域で暮らす精神障害者に対して、疾病と障害が並存するという特性を踏まえ、症状の変化に的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制の整備に取り組んでいます。
- 重症心身障害児(者)支援については、高い医療ニーズに答えられるよう、在宅及び地域の施設における専門的支援の充実を図っています。

具体的取組

○ 地域生活を支える体制等の整備

- ◆ 障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン
平成 26 年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場やグループホーム等について、4,810 人分の定員を新たに確保
 - ・ 施設整備に係る設置者負担の 1/2 を特別助成
 - ・ ケアホームの開設に当たり、消防設備に係る経費について支援
- ◆ 地域移行促進コーディネーター事業【新規】
入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行に向けた課題の分析をするとともに、区市町村や相談支援事業者との連携について支援
- ◆ 障害者地域生活移行・定着化支援事業
 - ・ 障害者を受け入れたケアホーム等による相談援助について支援
 - ・ 区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等を支援
- ◆ 精神障害者地域移行体制整備支援事業
いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者への働きかけや地域との調整を行うコーディネーターの配置や、グループホームへの体験入居などにより、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制を整備

○ 障害特性に応じたきめ細かな対応

【精神障害者】

- ◆ 精神科医療地域連携事業【新規】
精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制を整備
- ◆ アウトリーチ支援事業
地域定着が難しい精神障害者に対して、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携し、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的に支援

【重症心身障害児（者）】

- ◆ 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業【新規】
専門医療機関、療育施設、診療所等に対する研修等や患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診察に関する情報を発信
- ◆ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業【新規】
在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、家族に休養の機会を提供

違法（脱法）ドラッグ対策の推進

近年、合法ハーブなどと称して販売されている違法（脱法）ドラッグは、規制しても化学構造式を次々と変えて海外から流入しており、重大な健康被害や死亡事故を招くなど深刻な問題になっています。

都は、条例に基づく未規制薬物の指定、販売店への監視指導の強化、若年層を中心とした危険性の啓発の強化等に取り組んでいきます。

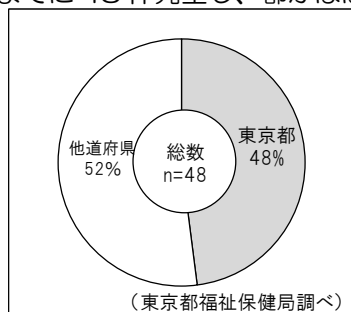
■ これまでの取組

- 平成 17 年 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行
→ 国に先駆けて生体影響がある薬物を知事指定薬物として規制
- 平成 19 年 国が、薬事法を改正し、指定薬物制度を導入
- 平成 24 年 海外流行薬物調査の開始
→ 海外で乱用されている薬物を調査し、規制に必要な生体影響等に関するデータを収集・蓄積
販売店への取締りの強化
→ 警視庁との合同立入調査の実施
違法（脱法）ドラッグの宅配代金引換サービス業務の自粛要請
→ (社)東京都トラック協会に自粛の協力を要請
- 平成 25 年 国内未流通の未規制薬物のうち、生体影響が確認できた薬物を知事指定薬物として規制（事前規制）

■ 都内の状況

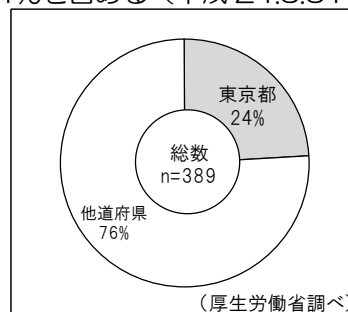
- 相次ぐ違法（脱法）ドラッグに関する報道

健康被害・事件は、平成 24 年 1 月から 12 月までに 48 件発生し、都がほぼ半数



- 把握している違法（脱法）ドラッグ販売店

都には 94 件の販売店が存在し、全国の 24% を占める（平成 24.3.31 現在）



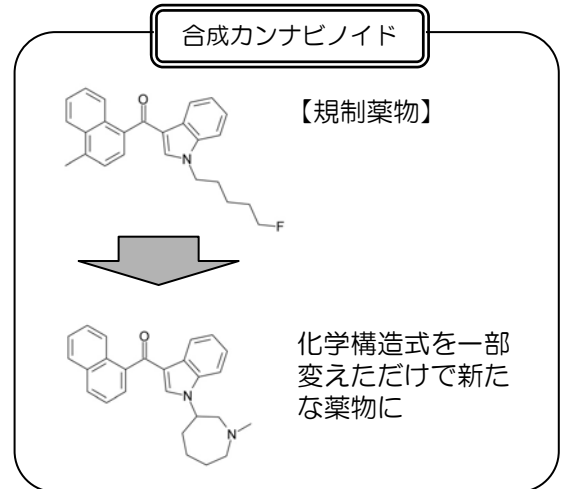
■ 取組の方向

- 規制：未規制薬物を規制し、違法（脱法）ドラッグの流通拡大を抑止
- 監視指導：関係機関と連携した販売店への立入調査等、監視指導を強化
- 普及啓発：違法（脱法）ドラッグの危険性について普及啓発を強化

具体的取組

○ 規制の強化

- ◆ 未規制薬物の迅速な条例規制
 - ・ 海外流行薬物を把握し、都内で流行する可能性の高い薬物の予測を実施
 - ・ 事前予測した薬物について、生体影響試験の結果等に基づき迅速に条例で規制（合成カンナビノイド等）
- ◆ 国への提案・情報提供
 - ・ 麻薬等と同等の作用を有する薬物については、速やかに麻薬等に指定するなど、所持及び使用規制の強化について国に提案要求
 - ・ 法規制につなげるため、生体影響が確認された未規制薬物を国に情報提供



○ 監視指導の強化

- ◆ 都内の流通状況等の実態把握
 - ・ 都内販売店の調査地区を拡大し、都内全域での監視指導を強化
 - ・ インターネット広告の監視を引き続き実施
- ◆ 関係機関との連携の強化
 - ・ 警視庁と連携した販売店への立入調査や販売自粛指導の実施
 - ・ 警察、消防、税関等との情報共有

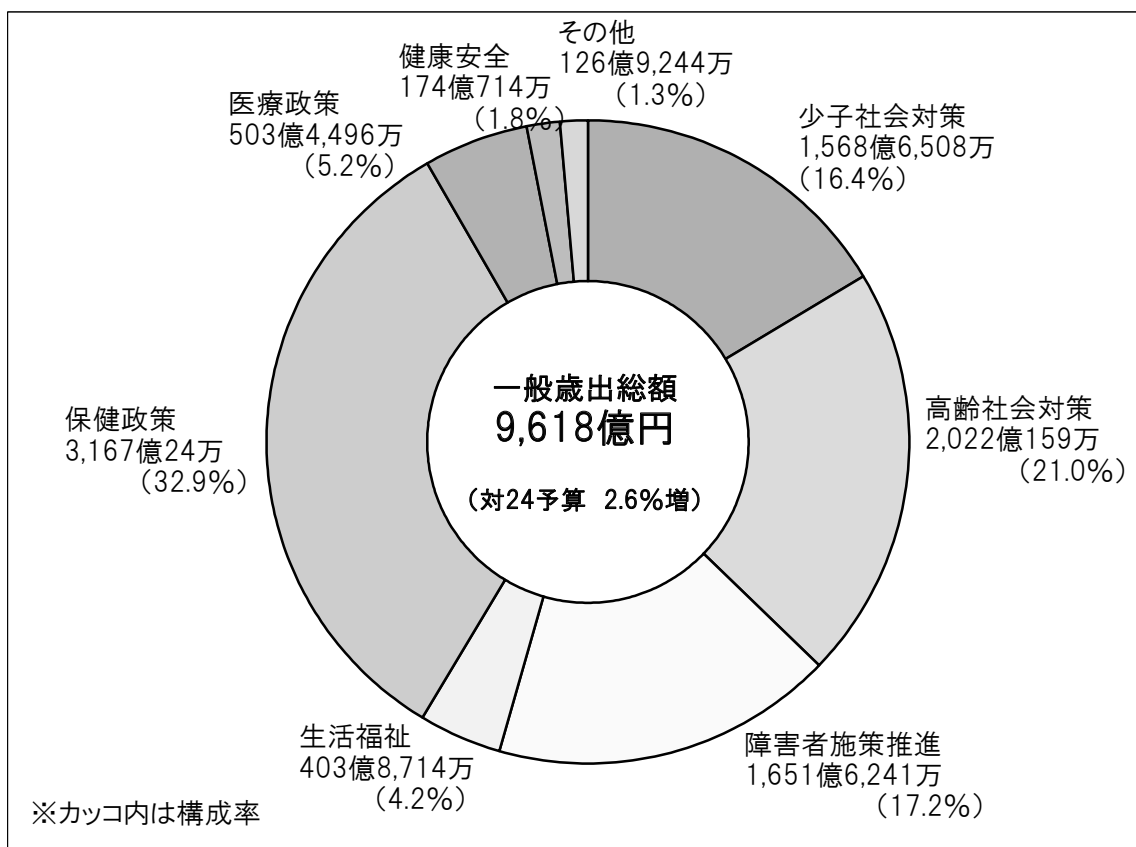
○ 普及啓発の強化

- ◆ キーワード連動広告による購入者等への警告
 - ・ インターネットを通じて違法（脱法）ドラッグを購入しようとしている者が、「合法ハーブ」等のキーワードで検索を行った場合に、東京都の警告を表示
 - ・ 違法（脱法）ドラッグの危険性等について解説したサイトを作成し、東京都の警告メッセージとリンクさせ、正しい知識を普及
- ◆ 関連イベントやリーフレット等による啓発の実施
 - ・ 「国際麻薬乱用撲滅デー」と連動した普及啓発活動や若年層を対象としたリーフレットにより正しい知識を普及
- ◆ 若年層を対象とした緊急啓発の実施
 - ・ トレインチャンネルや街頭ビジョン、大学との連携等により、若年層にその有害性について緊急的に啓発を実施

平成25年度福祉保健局予算(案)の概要

(単位:百万円、%)

科 目	25年度予算額	24年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	961,761	937,141	24,620	2.6%
少子社会対策	156,865	154,757	2,108	1.4%
高齢社会対策	202,202	208,475	△ 6,273	△ 3.0%
障害者施策推進	165,162	152,291	12,871	8.5%
生活福祉	40,387	41,079	△ 692	△ 1.7%
保健政策	316,700	286,507	30,193	10.5%
医療政策	50,345	47,717	2,628	5.5%
健康安全	17,407	29,570	△ 12,163	△ 41.1%
その他	12,693	16,745	△ 4,052	△ 24.2%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	25年度予算額	24年度予算額	増減額	増減率
母子福祉貸付資金会計 貸付金	4,940	4,929	11	0.2%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	6,363	6,812	△ 449	△ 6.6%

分野別事業展開

平成25年度に展開する8分野の主な施策

第1

【子供家庭分野】

子供が健やかに生まれ、育まれる社会を目指します

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを拡充します
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

第2

【高齢者分野】

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します
- 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します
- 3 サービスを支える介護人材等の確保・定着を支援します
- 4 認知症に関する総合的な施策を推進します
- 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します

第3

【障害者分野】

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4

【生活福祉分野】

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の育成・確保への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5

【保健分野】

ライフステージを通じた健康づくりを支援します

- 1 がん予防、健康づくり等の取組を充実します
- 2 自殺対策を総合的に推進します

第6

【医療分野】

誰もが安心して質の高い医療を受けることができる体制を整備します

- 1 迅速かつ適切な救急医療・災害医療を一層充実します
- 2 安心の小児医療・周産期医療体制を整備します
- 3 総合的ながん対策の充実・強化を図ります
- 4 在宅療養支援体制強化や医療連携体制構築を推進します
- 5 質の高い医療サービスを支える人材の確保に努めます

第7

【健康安全分野】

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザの流行に備え万全の対策を講じます
- 2 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります
- 3 食品・医薬品の監視・検査体制の充実強化を図ります

第8

【横断的取組】

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 区市町村への分権に着実に取り組みます
- 4 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します